

5 主な快適環境づくりの事例

(1) 緑とのふれあいの場の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要	要
1	大仙公園都市緑化植物園整備事業	堺市	市	市民に都市緑化の必要性とその効果を正確な情報として提供し、市民の緑化意識の高揚、植栽知識の普及を目的としている。昭和50年建設省都市局が発表した「緑の相談所 — 都市緑化植物園 — 設置運営要領」に呼応し、昭和52年、市の中央公園である大仙公園の中央部に都市緑化植物園を設置し、昭和64年の市制百周年にむけて、公園造成の一環として整備を進める。	
2	大仙緑道整備事業	堺市	市	近隣住民の憩いの場、散策及び災害時における防災公園（大仙公園）への避難路に供するため、昭和57年度より整備。大仙緑道は府道・市道により、16個のスパンに分かれており、各スパンの出入口には、植樹柵・ベンチ等を設置したレンガ敷の広場を設け、また、2スパンごとにある、ポケット広場内の花壇には、地元の協力を得、四季折々の草花が植えられ、住民の憩いの場となっている。	
3	生垣等緑化推進助成	吹田市	市	花と緑につつまれたうおいのあるまちづくりを市民等とともにすすめるため、市民等が行う生垣の設置、その他の緑化推進事業に対して助成することにより、健康で快適な生活環境を確保する。公益性や、緑視効果の高い民有地の生垣、垂直緑化を助長する。	
4	緑のネットワーク	吹田市	市	まちの緑を増やしつつ、分布のかたよりを是正するとともに、良好な住環境を確保するため、10万本の植樹運動、公共施設の緑化を進める一方、緑被率15%の達成を目指して5つの緑道幹線を軸とした「緑のネットワーク化」を計画。事業年度は昭和57年度から70年度。幹線5ルート（A、B、C、D、E）のうち、Cルート及びDルート整備の一環として、釈迦ヶ池方面及び佐井寺東地区の植栽工事並びにDルートの道標を設置。	

	事例名	市町村域	実施主体	概要
5	市道鳥羽、畠中線特定緑化事業	目塚市	市	通行だけが目的であった歩道を四季おりおりの花が咲く快適な空間とし、市民の憩いの場として親しみでもらうとともに、緑化意識の高揚も目的として、鳥羽畠中線の緑化を実施。歩道を拡幅し、両側に高低木を植栽。高木62本、低木889本、施工延長340m。市制40周年記念事業の一環として実施。
6	保存樹木(樹林)の制定	守口市	市	数少ない大木・古木及び由緒ある樹林、樹木を指定基準を定め、所有者の同意を得て、保存樹木(樹林)として指定し、維持保全を図る。神社、仏閣の樹木を中心として、保存樹木14本、保存樹林8カ所を指定。
7	みどりの推進地区の指定	守口市	市	みどりの豊かな町づくりを基本理念に「みどりの環境をつくる条例(守口市条例第28号、昭和54年4月1日)」を制定。その推進策として、市民と市民あるいは事業者が共同してそれぞれの土地に樹木等を植栽し、育てることを約束した場合に、その土地をみどりの推進地区として指定して、管理費の助成を実施。現在、長池地区を指定。
8	市民園芸村の開設	守口市	市	急激な都市開発が進み、田園都市が住宅、工場などの過密都市に変貌するなかで、生産緑地の確保と、農業に愛着心を持っている人に「土」に親しみでもらうことを目的として、昭和48年度から、既に休耕している農地を地主から借用し市民園芸村として市民に開放。区画の整備、拡充と、野菜づくりの技術的指導も推進。一家族一区画(約12㎡)を原則として貸与(昭和60年3,000円/年)。市内6カ所、716区画。
9	植樹ボランティア活動	大東市	市	市民参加による公共用地空地の緑化と地域に密着した公園づくり。公園予定地、児童遊園等の緑化により、景観整備を図る。植樹活動としてケヤキ等を植樹。緑のジュータンづくり、コスモスの丘づくりといった活動を行っている。
10	保護樹木等の指定	大東市	市	都市の美観と自然環境を維持するための市民に親しまれ、または、由緒由来のある市内の大木・古木を所有

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				者の同意を得て保護樹木として指定。審議会に「環境保全に関する方策」を諮問、答申を受け条例化（大東市環境保全条例）したもので、その中の「自然環境の保護」に当該項目がある。
11	緑道整備	大東市	市	地域住民より下水道敷及び水路埋め立て地を遊歩道にしてほしいとの要望を受け、通学路や公共施設への連絡道など利用度の多い箇所から緑道として整備を実施（昭和55年度から）。緑道両側に花壇（レンガ積）を設置して、中木・低木を植栽。また、区間ごとにベンチを設置し、通行箇所はカラー舗装。
12	樹木の保存	門真市	市	都市において、各種建設工事、排気等により樹木が年々滅失し、あるいは、枯損しつつある現状にかんがみ、都市の美観風致を維持するため、樹木保存の措置を講じ、もって都市の健全な環境の維持・向上に寄与することを目的とする。緑化に対する認識が深まり、また、標識を設置することにより、公衆の保存樹等に対する関心の喚起に役立つ。
13	緑化基金	高石市	市	緑豊かな町づくりを、市民ぐるみで取り組む必要があると考え、基金を設置し、これにより市街地の緑化を永続的に進めて行く。昭和53年3月に公共主導型の「緑のマスタープラン」を策定したが、市域の緑化を行うためには民有地も含めた総合的な緑化が必要である。そのため、昭和59年4月に民間の寄付も含めた緑化基金が、高石市積立基金条例の中に加えられた。
14	苗木等の助成	高石市	市	急激な宅地化現象等により、市内の緑が減少傾向にある中で、特に市街地の過半を占める民有地の緑の減少に歯止めをかけ、その創出のため、苗木等の助成制度を設けた。居住地の苗木助成については、前面が4メートル以上の道路に面した生垣の新設に対し、交付することとし、その家の住人及び通行人の緑に接す機会を増やすことを配慮。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
15	工場緑化 (環境保全協定)	高石市	市	臨海部分の緑被率は1.2%(市全域で3%、市街地4.2%)と低率であるため、市全域の緑被率を向上させるため設置。緑化割合は、敷地面積の100分の20以上とする。緑化割合を達成するために長期緑化計画、短期緑化計画を立てる。緑化割合の達成期限を企業実態に応じ20年～30年とした。
16	グリーンバンク 制度	高石市	市	市民が不要とした樹木の提供を受けた場合において、市がこれを仮植して希望する市民に斡旋し、または、公共用緑化樹として再活用することにより運営する。不要樹木の提供の条件は、次に掲げるものとする。 (1)不要樹木は、無償であること。(2)不要樹木は、市が価値あると認めるものであること。(3)不要樹木は、移植の容易なものであること。(4)グリーンバンクの仮植地に余地があること。
17	開発行為敷地の 緑化協議	高石市	市	高石市開発指導要綱の適用を受ける開発行為を行おうとする事業者は、昭和55年4月に制定された「高石市緑化推進要綱」に基づき協議しなければならない。例えば、公共用地の緑化割合は、原則として敷地面積の20%以上という具合である。すなわち、開発行為に緑化割合を条件づけることにより市内の緑化を図る。
18	市民創造の森整 備事業	交野市	市	土砂採取跡地の防災対策を兼ねた、自然環境の保全、創出及び市民のレクリエーション文化活動の場を確保。周辺の自然環境と調和を図り、防災面に留意して、自然観察のための拠点づくりとして、軽スポーツ場、休憩施設・花木園等の整備。 計画区域を自然や地理的条件等に留意してゾーニング(1)整備推進 (2)保全整備 (3)自然保全)を行い各ゾーンを有機的に連結させ、それぞれの持つ機能の増進を図った。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
19	工場緑化	美原町	町	地域環境との調和を図り、緑におおわれた工場を目指すために工場内外の緑化を進めるとともに、団地幹線道路の街路樹による緑の軸の形成など団地景観の向上と親しみのもてる街路とする。
20	工場緑化の推進	府域	府 (商工部)	工場立地法に基づき工場立地適正化調査の一環として工場緑化推進事務について、通産大臣より知事が委託を受けて行っている。工場緑化用樹木の無償配付、工場緑化セミナーの開催、工場緑化コンクールの開催などを実施。
21	府民参加の森づくり事業	熊取町	府 (農林部) 町	国際森林年(1985年)の記念事業として分収造林推進の一環として、奥山自然公園と一体的に整備し、森林浴やレクリエーションの場として住民に緑とのふれあいの場を提供することを目的として実施。松、杉等の苗木を毎年5haずつ7カ年計画で植栽し、樹木の育成に努め50~70年後に分収の予定。
22	緑化基金の運営	府域	府 (農林部)	緑豊かな潤いのあるまちづくりを進めるため、府民と大阪府が一体となって基金を積み立て、その収益金で市街地の緑化を推進するものとする。事業内容は、①基金の森、基金の並木等基金のシンボルづくり、②工場、事業場等の民間施設における緑化モデル事業、③貴重な樹林地、④その他、市街地の緑化を推進するため特に必要な事業。60年度は、大阪ビジネスパークにおいて基金の並木を造成した。
23	緑化樹配付事業	府域	府 (農林部)	府民ぐるみで市街地の緑化を推進するため、住民が協同して行う地域の緑化に対して緑化樹の無償配布を実施。昭和60年度には23万本を配布した。
24	特定緑化事業	府域	府下市町村(除く大阪市) 府 (農林部)	国土緑化推進運動の一環として発売される「緑化宝くじ」の収益金を財源として、市町村の緑化事業に対し助成することにより公共施設の緑化推進を図る。昭和58年から8カ年。公園・道路・学校・社会福祉施設等市町村が設置又は管理する施設の緑化に対し、事業費の2/3以内を補助。昭和60年度は、28市町村。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
25	施設緑化パイロット事業	府 域	府 (農林部)	施設の目的やその周辺の環境に応じた緑化を行い、他の施設のモデルとなるよう、緑化基準に基づく施設緑化を昭和52年度より実施。昭和60年度においては、大阪木材工場団地の道路緑化を行った。その際、工場従業員の憩いの道として街路樹を造成する様に配慮。
26	垂直緑化推進事業	府 域	府 (土木部)	十分なスペースを確保できない市街地における緑化の一手法として、建築面の壁面、ブロック塀、道路や河川の擁護壁等をつる植物で被うことにより垂直面の緑化を図る。昭和60年度は恩智川(大東市)と古川(大阪市)の2カ所で実施。
27	都市緑化植物園	府 域	府 (土木部)	都市住民に憩いと潤いを提供する都市内緑化を進めるには、都市の大部分を占める民有地の緑化が重要。このため府民の緑化意識の高揚と啓発を目的に服部緑地に昭和58年9月開設。また、大泉緑地の中にある花と緑の相談所(昭和56年10月開設)とあわせて緑に関する展示会、講習会、相談を実施。
28	緑道整備事業	豊中市 東大阪市 岸和田市	府 (土木部) 市	土地区画整理事業、居住環境整備事業などの面整備事業と関連して、緑道を設けることにより、面整備の事業効果を高めるとともに、地域のコミュニティーを連絡し、住民のゆとりある散策の場を設ける。
29	府道の緑化	府 域	府 (土木部)	市街地において緑の重要な構成要素の1つである街路樹を、新植、補植及び管理育成し、街路の緑化充実を図る。昭和60年度における街路樹管理総本数は93万9千本。
30	府営住宅の緑化	府 域	府 (建築部)	府営住宅の建設にあわせて団地のオープンスペースの緑化を行い、生活にやすらぎと潤いを与えるとともに周辺環境との調和を図る。また、「府自然環境保全条例」に基づく緑化基準(緑被率概ね30%)を達成する。昭和60年度においては、18団地の1,908戸の緑化を実施。 既設府営住宅においては、19団地において補植を行い、6団地において緑化推進事業を実施。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
31	学校の緑化	府 域	府 (教育委員会)	府立学校における教育環境整備の一環として緑化を推進し、学習効果の向上を図るとともに、「府自然環境保全条例」に基づく公共施設の緑被率(府立高校にあっては、敷地面積の20%)を達成する。昭和60年度の緑化樹の配付本数13,741本。

(2) 水とのふれあいの場の創造

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	ため池環境整備事業	堺 市	市	流域部の開発に伴い、水質悪化の進行、ホテイアオイの異常繁殖、悪臭、小バエの発生等、公害の発生源となっているため池を、本来の利水治水の機能を生かしながら、周辺整備を行い、水、自然とのふれあいの場として整備。昭和60年度から、菟池地区において実施。事業内容はヘドロの処理、護岸改修、バイパス水路、運動公園、管理通路、遊歩道等の整備。
2	古城川緑道 (水の流れる遊歩道)	岸和田市	市	古城川を防災及び公害対策の見地から埋立を行い、跡地に歴史的な景観を復元。植栽、高木300本、低木5,800株。市街地における緑の拠点とすべく、植栽は常緑樹を主体にした。観賞の場として自然素材を多用。
3	府内緑道	豊中市	市	庄内地区の残された水路敷の有効活用を図り「防災避難緑道」の位置づけと、歩行者、自転車専用道として公共空間を確保すると共に、せせらぎを作り、水に親しめるものとした。
4	蛍舞い飛ぶ自然の親水水路の創造	豊中市	市	豊中市の中西部より南部へ流下する豊能南部排水路を暗渠化し、雨水の疎通を図り、浸水の防止とともに暗渠の上部空間を利用して、古来より蛍の名所として親しまれてきた利倉地区を中心に、蛍が舞い飛ぶ自然を甦えらせようとするもの。暗渠上部には、水路、緑道を整備して、市民がふれあい、水に親しめる空間を創出する。事業年度は昭和58年度から62年度。
5	大水川散策公園	藤井寺市	市	昭和70年を目標として策定した第2次総合計画を受けて昭和59年度から5カ年計画で、市の中央部を流れる大水川の堤防の法面に植樹帯の整備を行い、その植樹帯に各種団体の協力を得て低木樹の植栽を行い、ゆとりとうるおいのある健康で人間性あふれるまちづくりを推進するとともに、安心して歩ける住区道路としても整備。昭和59年度完成した1,500mを大水川散策公園「翠花提苑」とし、60年度完成場所を「彩花堤苑」と命名。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
6	東除川緑道整備	美原町	町	都市における水辺の空間は、良好な都市景観をつくり出す貴重な自然であり、小動物が生息する場となっており、散策などの憩いの場としての機能をもったものとして整備する。河川沿いの道は緑道として整備し、花や並木などによる修景を行ってうおいとせせらぎのある空間を創出する。緑道は河内ふるさとのみちなどと結びつけて連続した歩道としてネットワークを形成する。
7	長松・小島海岸の整備	岬町	府 (生活環境部)	府下の海岸の中で、自然の状態がよく維持されており、釣りや磯あそびの場として府民に利用されている長松・小島海岸を「府自然海浜保全地区条例」に基づき、昭和58年11月指定。府下に残された貴重な自然海岸として、その保全を図る。昭和60年度においては、清掃を実施。
8	ため池環境整備事業	太子町	府 (農林部) 町	ため池本来の利水、治水の機能を生かしながら、ため池の周辺整備を行い、豊かな緑、水辺をそなえた快適環境とする。事業費の1/2を補助。昭和58年から59年度において松沢池の法面及び周辺の緑化等を実施。昭和60年度から61年度においては、太子町の宗門池の周辺整備を実施。
9	淡輪箱作海岸環境整備事業	阪南町・岬町	府 (土木部)	海洋性レクリエーションへの需要の増大に対応するため、自然条件にめぐまれた当海岸において、人工の海水浴場、磯浜を整備し、ヨットハーバー、海浜緑地と一体となったシーサイドレクリエーションのベースとする。事業期間は昭和47年度から67年度。昭和60年度においては、養浜（海砂）30,000㎡、養浜（磯浜）54,000㎡、進入道路工事を実施。
10	港湾環境整備事業	泉大津市 貝塚市	府 (土木部)	港湾の中に緑地等のオープンスペースを確保することにより、港湾環境及び背後地域の環境改善に資するとともに、港湾労働者及び府民に親しまれる港づくりを進める。昭和60年度においては、泉北港の中央緑地の護岸工事、阪南港の緑地に植栽、ツリーサークル

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				等の整備を行った。
11	安威川環境広場整備事業	茨木市	府 (土木部)	河川の保全と水辺における憩いの場、レクリエーションの場、また災害時の避難場所として、河川敷を整備し河川の環境機能の充実を図る。安威川最下流部神崎川から茨木川合流点付近まで総延長12.5kmを整備。安威川を河川緑地網の幹線とし、大正川等の支川を補助網として北摂諸都市を結ぶネットワークを形成し、水に親しむ憩いの空間を提供。昭和57年度から61年度を第1期として整地造成、張芝、遊歩道、ベンチ、階段、安全柵の整備を実施。
12	治水緑地の整備	寝屋川市	府 (土木部)	洪水時に一時水を貯留して下流の流量負担を軽減するとともに、平時には運動広場等として活用する治水緑地を、寝屋川市太秦桜ヶ丘において、13.3ha、寝屋川市河北、大東市深野北で50.3ha、八尾市福万寺・東大阪市池島で40.2haを各々用地費の1/2の国庫補助を得て周囲堤、導水路、池床整備等を図る。
13	堤防壁面キャンパスの設置	大東市	府 (土木部)	水と緑のふれあいを高めるため、また自然景観の失われた都市に少しでも芸術的潤いの場を提供するため、扇知川の高擁壁コンクリート護岸にツタ類等で覆い、壁面を緑化し、その中にキャンパスを設置することにより都市環境の改善を計り、府民のニーズに応える。キャンパスに描かれる下絵は、現地にふさわしいテーマで広く一般から下絵を募集し、その中から有識者により構成する審査委員会により、2点を採用し、大阪府知事賞(賞金各50万円)並びに大東市長賞を贈った。採用した2点の下絵に基づいて、垂直緑化も組合せ同時施行し、縦2.4m×横9.6mの壁面を2面製作した。

(3) 歴史的文化的雰囲気醸成

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	自然と歴史の散歩道（河内ふるさとのみち整備計画）	富田林市 藤井寺市 河内市 長野市 美原町 太子町 松原市 羽曳野市 狭山町 河南町 千早 赤阪村	市・町・村	南河内地域の恵まれた自然環境、歴史的環境を生かした魅力ある圏域づくりの一環としての府南部地域（5市4町1村）の文化財をつなぐ「自然と歴史の散歩道」総延長170km余りを整備。散歩道の整備、総合案内看板、道標の設置を行う。昭和58年度には整備計画を策定、昭和59年度から65年度の間で事業実施。藤井寺市域、狭山町域において案内板、道標等の設置など一部が整備された。
2	河内長野自然歩道（テクルートコース）	河内市 長野市	市	市域内の寺や神社などの文化財、スポーツリクリエーション施設、景観地などを既設の道路や山道、遊歩道で結び、自然、歴史、文化の探索及び住民の健康づくりをかねた生涯教育の一端を担うことを目的に、昭和56年度より5カ年計画で毎年コースを整備。大型案内板、休憩施設、道標等を設置。昭和60年度には、加賀田～千早口～延命寺～三日市コース13.5kmを整備
3	保護樹木等の指定	高石市	市	保護樹木等を指定することで、緑に満ちた健康で美しい街づくりに資することを目的とする。経費、昭和60年度119,100円。保護樹木13本、保護樹林4ヶ所69,016㎡の指定。
4	樹木、樹林の保護施策	堺市	市	「都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律」に準じて制定された規則（堺市古樹名木の保存に関する規則）に従って市内に残る古樹名木を指定している。 国・府の保護策より、幅広い樹木を対象。民有地に存する樹木で樹高10m以上、もしくは地上高1.5mの目通りが1.5m以上、樹林については500㎡以上等であれば、所有者の同意で指定できる。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
5	大阪文化フォーラムの運営	府 域	府 (企画部)	府民参加による新しい時代に対応した大阪文化の創造を目的に、文化フォーラムと文化サロンを開催。文化フォーラムは、府民各界各層から意見・提言を求める場として、多彩なテーマで開催。文化サロンは府民が気軽につどい、文化について自由に語り合う場として開催。昭和60年度は文化フォーラムを3回、文化サロンを8回開催。
6	大阪府民劇場の開催促進	府 域	府 (企画部) 府 下 市 町 村	府民が文楽、能楽、バレエ、落語など優れた舞台芸術を気軽に観賞する機会を提供し、これらの芸術に対する関心と理解を深め、芸術、文化の普及・向上に資するとともに、府下の芸術団体の自由な活動を促進し、地域の文化の振興を図る。昭和60年度においては、音楽、オペラ等、21回開催。
7	科学技術啓発普及・文化レクリエーション等複合的施設構想の具体化	府 域	府 (企画部)	科学技術、産業と人間のかかわりを参加と体験を通してトータルに理解を深めるとともに未来についても考える施設を計画。エネルギーランド構想を含めた科学技術系未来型文明館で、文化レクリエーションの拠点機能等も有する複合的施設とする。昭和57年度以来具体化に向けて調査検討を実施。
8	文化振興基金の運営	府 域	府 (企画部)	府民の文化的欲求の拡大や企業等の社会参画意識の高揚を背景に、文化の分野に民間活力活用のシステムを確立し、府民の参加と連帯による21世帯にふさわしい大阪文化の創造を目指して基金を創設。基金の運営により、都市の個性、魅力を創出するという観点から、国際文化交流の促進と、大阪文化の振興のため事業を展開。昭和60年度は民間からの寄附金も募り、基金の造成に努めた。

	事例名	市町村域	実施主体	概要
9	大阪21世紀計画の推進	府域	府 (企画部) 大阪市 大阪21世紀協会	昭和58年10月から21世紀に至るまでの18年間にわたり、住民、行政、産業界が一体となって、府下一円において広範多彩なイベントを展開しながら、それを推進力に都市基盤や施設の整備景観の向上を図り国際文化都市大阪を実現。昭和60年度においては、国際バイオテクノロジー会議、第3回御堂筋パレードその他府下一円へのイベントを展開。
10	大阪中小企業振興センターの建設	大阪市	府 (商工部)	都心型展示場をはじめ、情報提供機能、相談指導機能、人材育成のための会議研修機能をもつ中小企業振興のための拠点施設として建設。中小企業のまち大阪の中核をなす中小企業を振興し、新しい大阪の文化の創造に資する。昭和57年度から計画の検討に入り、昭和59年度は府と共同で事業主体となる大阪中央地場産業振興センターを設立するとともに設計を完了。昭和62年9月完成の予定。(場所：大阪市東区内本町橋詰町)
11	伝統工芸品産業の振興	府下全域	府 (商工部)	府下には長い歴史と風土に育まれ、その伝統を今日に伝えて生産されている工芸品が多数ある。その伝統工芸の技術、技法を継承し、産業として振興発展を図ることを目的に、人材養成に対する助成、広報、普及啓発等を実施。
12	近世社寺建築緊急調査	府下全域	府 (教育委員会)	神社、仏閣は文化財としても重要である。府下に所在する社寺建築のうち、主として近世(桃山時代・江戸時代)の建築物について、その歴史的沿革、構造、意匠、保存状況等の悉皆調査を行い、その保存保護の基礎資料とする。昭和60年度から3カ年計画で行うが、昭和60年度は、和泉と河内南部地域の調査を実施。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
13	大坂町中時報鐘の保存公開	大 阪 市	府 (教育委員会)	江戸時代、大阪三郷の時報を告げた「大坂町中時報鐘」は、明治以来東区釣鐘町の屋敷地を離れ、大正14年から府庁舎屋上に保管されていたが、地元からの強い要望もあり、昭和60年6月10日(時の記念日)に里帰りのイベントを行い、新しく建築された鐘楼に移転。町名由来の鐘の地元での公開は、文化財保護思想の向上、普及と、地元への愛着心の高揚に寄与。
14	郷土資料館、博物館の整備	府下全域	府 (教育委員会)	文化財等の歴史・文化資料等の展示を通して住民の歴史と文化財に対する知識と理解を深め、文化意識の高揚を図ることを目的として建設する資料館等の建設事業に助成する。昭和60年度においては、千早赤阪村歴史民俗資料館、湖大阪人権歴史資料館の建設事業に助成を実施。
15	文化情報センターの運営	大 阪 市	府 (教育委員会)	新しい大阪の文化の創造の拠点施設として、府民の文化活動及び生涯学習を推進するため昭和56年に設置。文化・学習情報の収集及び提供、活動プログラムの企画及び相談、文化・学習セミナーの開催、家庭教育の相談、視聴覚ライブラリーの運営等を実施。
16	府立体育会館の全面改築	大 阪 市	府 (教育委員会)	府立体育会館の老朽化に伴い、本府のセンター的スポーツ施設として各種機能を合わせ持つ近代的総合体育館に改築。昭和57年度から59年度まで計画設計、調査を行い、昭和60年度から着工、昭和62年2月完成の予定。
17	文化財資料館整備調査	府 域	府 (教育委員会)	府における文化財の保存・展示施設は、府立泉北考古資料館及び府立中之島図書館内の文化財資料展示室があるが、新たな構想のもとに文化財資料館の整備を図るため昭和60年度に基本構想を策定。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
18	公立スポーツ施設整備助成事業	府 域	府 (教育委員会) 市 町 村	府民の体育、スポーツ活動への関心の高まりにこたえるため、日常生活の中で手軽にスポーツを楽しむ施設を整備すべく主要5スポーツ施設(体育館、プール、運動場、テニスコート、柔剣道場)を建設する市町村に対し、国の補助制度に加えて府の独自の助成制度として昭和57年度から創設。また、昭和59年度からは、既存運動場等の利用時間枠の拡大を図るため設置する夜間照明設備も助成対象。昭和60年度には、体育館建設など16件に対し助成。
19	大阪府立国際児童文学館	吹 田 市	府 (教育委員会)	児童文学等児童文化の総合資料センター及び子供の読書活動のセンターとして万国博記念公園夢の池広場に建設。公園の景観を考慮し、周辺と調和のとれた建物として設計。昭和59年5月開館。

(4) 魅力ある都市景観の創造

	事例名	市町村域	実施主体	概要
1	大小路線シンボルロード整備事業	堺市	市	<p>大小路線は都心の背景として重要な位置にあり、住み・働き・憩う魅力ある都心部の環境の形成と、活性化を目指す上での起爆剤としての役割を果たすとともに、都心の西の玄関口（南海本線堺駅）と東の玄関口（南海高野線堺東駅）を結ぶ歩行者空間の確保を目的として、シンボルロード整備事業を実質する。</p> <p>昭和59年度に実施設計及び事業認可を得て、モデル整備区間の300mについて昭和61年度完成を目指して事業中である。</p>
2	花ステーション計画	堺市	市	<p>駅周辺的环境美化を目的に市制100年である昭和64年を目的に、駅前広場に緑化啓発標語板を取り付けたフラワーポットを設置。美観の向上とともに、自転車による歩道占拠がなくなり安全性の向上にも効果を発揮。</p>
3	優良再開発建築物整備促進事業	堺市	市	<p>土地の有効利用、オープンスペースの確保による居住空間の改善、耐火建築物の建設による防災性、安全性の向上を目的に、2人以上の地権者等が敷地の共同利用等を行う場合に対し助成する当該事業補助金交付要綱及び要領を、昭和60年4月1日制定。変形ビル、ペンシルビル等の建設防止と、風俗関連営業の排除、耐火建築物の建設等の推進に寄与するものとした。</p>
4	堺駅南口周辺整備事業	堺市	市	<p>堺駅南口周辺の高架下店舗と南海電鉄所有地と東側、西側道路と一体化を図り、コミュニティ道路として整備する。昭和47年8月3日に堺駅前交通広場の計画決定により、堺駅移転問題で旧堺駅周辺の経済地盤沈下の向上を図るため、市、南海電鉄、地元の三者で協議を重ね、昭和59、60年度に旧堺駅前交通広場を昭和61年度に堺駅南口周辺を整備。</p> <p>当該地域は、15世紀、16世紀に南蛮貿易、南海貿易で栄えた歴史的事実、及び明治初期に建設された洋式灯台を現在、未来に伝える様なモニュメント（駅前に南蛮殻）、灯台型照明灯を設置し、「海」のイメージ</p>

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				ジをもたせている。
5	中百舌鳥駅前整備事業	堺 市	市	この事業の目的は、中百舌鳥駅前土地区画整理地区（市施行）内における中百舌鳥駅前線のシンボルロード化、都市計画道路と街区との一体的な利用で快適な歩行空間の確保、市民広場（構想中）と地区内近隣公園との一体利用である。 マイカー等の私的交通機関の侵入を防ぐためにも、車線数を少なくし、停車帯を設けたり、中央分離帯の植栽により視的、感覚的な快適性に配慮している。
6	商業環境整備モデル事業	堺 市	市	商店街・小売市場を単に買物の場としてでなく、「地域住民の憩の場」「コミュニティ形成の場」としての環境整備を進めるため、商業団体が行う景観づくり及び地域と一体となった文化的催事の実施に必要な助成を府と共同して行う。
7	南大阪地域・地場産業振興センター	堺 市 高石市 和泉市 泉津市 河内市 長野市 忠岡町 狭山町 美原町	市	南大阪地域における産業振興のための事業を行うことにより、地場産業の健全な育成及び発展に貢献し、もって活力ある地域経済社会の形成、地域住民の生活及び福祉の向上に寄与するのを目的としている。 人材育成・研究開発能力育成・需要開拓・O A推進啓蒙・指導相談・地域コミュニティー・会場提供という事業を計画している。昭和62年4月完成予定。
8	学園ロード整備事業	堺 市	市	駅前広場、道路と地域住民及び、学生（府立大学へ通じる道路）にとって、うるおいと、やすらぎのある快適で緑あふれる歩行者空間にすることにより学園へ通じる道路らしくさせ、地域全体の活性化を図る。 車道を縮め歩道を広くし、カラーブロック舗装をする。 歩道内に1.5mの植樹帯を設け、四季を感じられるようにする。通りに見あった照明灯、車止めの設置。 駅前広場部の歩行者空間を広げ、サークルベンチ、肩入れ、灰皿等の設置。N・T・Tの協力を得て駅前に寄せ棟屋根の電話BOXの設置。関西電力の協力を得て、高圧鉄塔基礎部の整備。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
9	美化キャンペーン	堺 市	市	<p>道路上に掲出されている不法広告物の撤去、指導、PRを通じて美しい町並を取り戻そうと市民団体、公共団体等、計33団体で「堺市美化推進協議会」を結成し、その活動を積極的に進める。</p> <p>警察、道路管理者、電柱管理者が主体となって活動する一方、堺市自治連合協議会主催の「わか町クリーンアップサンデー」を年1～2回実施し、市民が自分達の町を美しくしていこうということで、電柱のビラはがしや、側溝の清掃、雑草の除去を行う。</p>
10	豊中市町を美しくする運動	豊 中 市	市	<p>乱掲出される不法広告物、空地、河川への不法投棄、道路の散乱ゴミなど快適な環境の阻害要因の解消のため、市の全庁的組織として豊中市町を美しくする運動推進本部を、市と関係公共機関等で豊中市町を美しくする運動連絡会議を設置。美化推進道路を指定の上、定期的なパトロール、清掃活動、美化ポスターの募集、ぬいぐるみ人形劇の公演や美化冊子の作成配布等を実施。市民参加を得て運動の推進と美化意識の高揚を図る。</p>
11	不法屋外広告物の撤去	吹 田 市	市	<p>市内での不法屋外広告物の掲出が市長と自治会との懇談会において指摘される中で、昭和58年5月、「吹田市不法屋外広告物撤去推進連絡会」(市、府、所轄警察署、地元2企業の5団体で構成)を結成。毎月第4週の火曜日を共同撤去日として活動。6月は大規模実施(参加人員120名程度)、12月は中規模実施(参加人員90名程度)その他の月は、25名程度で実施。</p>
12	歩行路の整備	守 口 市	市	<p>安全でのびのび歩ける歩行路を確保するため、昭和48年度から水質悪化のため不用化した農業用水路の暗渠化や植樹帯の設置などを行い、歩行路を整備。また、車両が立入らないよう車止め柵の設置や、歩行者に親しまれるよう暗渠のカラー平板化も実施。副次的効果として、水質悪化した水路からの悪臭防止も図った。</p>

	事例名	市町村域	実施主体	概要
18	美化ハイク	大東市	市	市民の美化意識の高揚と文化財にふれることにより郷土愛を育むことを目的として、昭和57年度から、市民の参加を得て、市域の文化財をめぐるながら、沿道に散乱しているゴミ、空き缶などを拾いながらのハイキングを実施。
14	環境保全モデル地区の指定	大東市	市	明るく豊かで住みよい町づくりを目指す市民憲章推進運動の実践活動の一環として、地域住民が主体となり環境保全、環境美化を図るため環境保全モデル地区を指定。道路、水路等の清掃、不法広告物の撤去などの美化活動や、道路、公園等公共施設の適正利用を図るとともに啓発活動も推進。
15	建築景観整備（公共施設）	摂津市	市	高度成長時代に量産された建築物が老朽化してきているが、周囲の景観とマッチさせるため整備をしている。公民館等に庭園・モニュメント設置等を行っている。やさしさと美観を導入することに配慮。
16	生活環境データ運動	四条驛市	市	昭和50年9月、市民や事業者の自主的な美化運動推進のため、「四条驛市生活環境条例」を制定。昭和54年6月からは、定期的な地区活動として定着させ、回収作業の円滑化を図りながら、市民総ぐるみの街の美化活動を展開するため、「生活環境デー」を設定。可能な限りにおいて、3カ月に1回の周期で自治会単位で環境デーを設定し、周辺道路、公園、広場、河川水路等の美化清掃を実施。
17	親と子のクリーンデー事業	美原町	町	行政と住民が一体となって町内の美化、清掃活動を展開する。ゴミ・ゼロの日や空き缶回収を定期的実施し、親と子が一諸になって活動することにより、意識の啓発を行う。河内のふるさとのみちや美原コースのハイキングを兼ねたコースの美化、清掃活動各地区毎のゴミゼロ運動の推進。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
18	違法屋外広告物 除去事業	府 域	府 (土木部)	都市の美化を推進し、府民に潤いとやすらぎを与えることなどを目的として、府土木事務所、市町村、警察企業等が協力して実施。各土木事務所で毎月2回程度実施。昭和60年度の撤去件数は188,299件(推定)。
19	違法屋外広告物 撤去権限の市町 村長への委任	泉大津市	府 (土木部) 市	市町村を中心とする住民参加による違法屋外広告物撤去活動を推進することにより、都市の美観風致の維持及び公衆に対する危険の防止を図る。泉大津市域における下記権限を泉大津市長に委任。 (1) 屋外広告物法第7条第3項の規定によるはり紙の除去。 (2) 同法第7条第4項の規定によるはり札または立看板の除去。
20	新都心の整備 (東大阪新都心 計画の促進)	東大阪市	府 (土木部)	魅力と活力ある高集積社会の形成が急がれる中で、大阪府域の多軸、多核心型の都市構造への変革が求められている。東大阪市長田区荒本地区は「大阪府総合計画」でも新都心として位置づけられており、そのため各種調査・会議の成果のもとに構想、計画等を策定して整備事業の早期実現を図る。
21	泉ヶ丘駅前、梅 ・美木多駅前自 転車・バイク駐 車場の整備	堺 市	府 (企業局)	泉北ニュータウン内の泉ヶ丘駅、梅・美木多駅前の広場はバイク、自転車が無秩序に放置されていたが、都市美観と安全性を高め快適な駅前となるよう立体駐車場等を建設。周囲の環境、建物ともよく調和するよう配慮したため、歩行者のスムーズな通行とあいまって快適な駅前となった。泉ヶ丘駅南駐車場(自転車)供用開始(昭和61年4月)、泉ヶ丘駅北駐車場(自転車)供用開始(昭和61年6月)、梅・美木多駅南駐車場(自転車)供用開始(昭和60年11月)、梅・美木多駅駐車場(バイク)供用開始(昭和60年11月)

(5) 憩いとふれあいの空間の創出

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
1	公益信託 今津づくり文化 振興基金	大 阪 市	市	都市環境整備等のまちづくりに関する調査研究および諸事業を行う個人、または団体を助成し、地域住民の手による快適で文化的な都市環境の創造を図り、もって活力と定性魅力にあふれた地域社会の発展と振興に寄与する。ベンチ、フラワーポットの設置による都市景観の改善、樹木等の緑化、地域のボランティア、ミニコミ紙の発行などの活動を行う個人または団体への助成金の交付等。
2	憩いと安らぎの ある歩道 (瓦町18号線 歩道設置工事)	堺 市	市	当路線は沿道に堺市役所等、官公庁が建ち並び、多くの人が通過するため、歩きやすく、憩いと安らぎを与える空間として整備。昭和59年度に事業計画を策定。昭和60年度に用地買収を完了。 既設平板ブロック歩道をカラフルなオレンジ色のレンガ風ブロックに変え、また、街路樹の間にサザンカ等の低木を植え込んで緑豊かなうらおいのある空間として整備。
3	緑の小径の整備	堺 市	市	快適に歩行ができ、憩いの場ともなるコミュニティ道路の整備を市民の要望に応じ、また、不法駐車 of 撤去という目的より実施。 車道については、車速を減速させるため、S字状に蛇行させた。歩道は、クリーム色系の舗装材を使用して明るく感じさせるとともに、両側にそれぞれ2mと1.5mの直線歩道とし、車道との間に植樹帯を設置。
4	高架下モデル児童遊園の整備	堺 市	市	南海本線の連続立体交差事業によって生み出された空間を既成市街地と有機的一体的に利用することにより、都市空間の創造と有効的利用を図ることを目的として、昭和60年度に5ヶ所が開設し、昭和61年度には新たに3ヶ所が開設される予定。
5	深井緑池(花の小径)整備事業	堺 市	市	近隣住民の憩いの場、散策の場を供するため、泉北1号線に隣接する深井清水町の清水はざま公園を含む緑地として、昭和60年度より整備。 密集した住宅のオアシスとして、住民が憩い、また、

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
				買物・通学等に利用できる生活空間となるよう配慮。
6	堺市南部丘陵地域整備計画	堺 市	市	市域において貴重な自然が残されている南部丘陵地域をその地域特性を生かして、市民の憩いと安らぎの場及び農業体験を通して青少年の健全育成の場の創造並びに地域農業の活性化等を目的とし、新総合計画を受けて地域整備の基本構想を策定。上神谷、美木多地区を対象に、昭和57年度から59年度まで調査委託を実施。原則として地形の造成おこなわず。
7	西河原公園における自然環境の回復	茨 木 市	市	自然環境を回復することにより、自然の美しさ、すばらしさを市民に再認識してもらうとともに自然保護、環境保全、環境美化についての意識啓発を図ることも目的とし、昭和52年度から、西河原公園にホタルの生息や野鳥の定着化を目指して事業を実施。昭和60年度においては、公園内の水のせせらぎにおいて、ゲンジボタル約300匹羽化。
8	府立青少年会館ヤング・スクエア整備工事	大 阪 府	府 (企画部 建設部)	青少年関係団体の連絡調整など府下青少年の中核施設として利用されている府立青少年会館の広場を「ポケットパーク整備事業」の一環として、緑に囲まれた野外ステージ、憩の広場、野外展示コーナーを持つ「やんぐ・すくえあ」として整備。国際青年年(1985年)の関連事業として若者が自由に集い憩える緑豊かな広場とし、会館活動並びに青少年活動の一層の活性化を図る。
9	みなと堺グリーンひろば	堺 市	府 (生活 環境部)	府下で発生する産業廃棄物の埋立処分場(堺第7-3区)の一面を利用して、府民が手軽にスポーツ・レクリエーション活動に使用できる広場(約15.5ha)を整備し、開放。緑化を推進するため、広場の周辺部(一部)で、農林部において第37回全国植樹祭関連記念植樹を行った。府民の憩いの場として自由に立ち入りのできる芝生広場を広く確保。芝生広場内に、砂場(650㎡)、花の丘(大円形花壇8,200㎡)を配置。

	事 例 名	市町村域	実施主体	概 要
10	どろんこふれあい広場（モデル広場）の整備	府 域	府 （民生部） 市	児童が自然の中でいきいき遊べる場を提供することにより、児童が健康を増進し、情操を豊かにするとともに、母親、老人、青年等の地域活動の拠点となることを目的とし、整備する市町村に対し、補助率1/2、最高額150万円で助成。昭和60年度は阪南町「どろんこふれあい広場」の整備に補助。
11	商店街・小売市場の整備	府 域	府 （商工部）	商店街・小売市場の「物品販売」の機能に加えて、「住民の憩いの場」、「コミュニティ形成の場」としての機能にも着目し、定住時代にふさわしい商店街・小売市場の形成を図る。商業共同施設設置事業に対する助成として、アーケード、街路灯、冷房施設等の設置、補修に対する一部助成を商業環境整備モデル事業に対する助成として、商業景観を快適性の高いものへ整備することと併せて、「にぎわい・ふれあい」をもたらす文化的演出事業に要する費用についても、一部助成する。昭和59年度においては、モデル事業として5カ所の商店街・小売市場を指定し、昭和60年度には引き続き5カ所を指定した。3カ年（昭和59年度～61年度）で計15カ所を予定。
12	大規模自転車道の整備	大 阪 市 守 口 市 摂 津 市 茨 木 市 吹 田 市 八 尾 市 藤 井 寺 市 羽 曳 野 市 富 田 林 市 河 内 市 長 野 市	府 （土木部）	日常生活に利用される自転車道の整備を進めると同時にレクリエーションの利用に対して、交通の安全を確保し、あわせて府民の心身の健全な発達に役立てるものである。 大阪吹田自転車道、総延長20.1km（うち府管理L=9.4km） 自整区間、2.4km（淀川堤防）、重用区間7.0km（大阪中央環状線） 八尾河内長野自転車道、総延長20.1km 自整区間、14.4km（大和川、石川堤防）、重用区間5.7km（国道309号、170号、市道）

	事例名	市町村域	実施主体	概要
13	川俣処理場スカイランド	東大阪市	府 (土木部)	川俣処理場の屋上を、緑のある運動広場としての整備を行い周辺住民へ開放することにより、下水道施設への親しみと、理解を深めて快適な都市環境の形成及びふれあいのスペースづくりを目指すものである。 屋上に防水を施したあと盛り土をして造成。そして、まわりをフェンスで囲い芝生と人工芝を敷きつめ、ベンチを備えた。
14	茨田アクアテラス	大阪市	府 (土木部)	アメニティ事業の一環として、寝屋川北部流域下水道茨田ポンプ場放流渠の上部空間を地域住民に解放し、有効利用を図ることによって、下水道事業のアピールをおこなうものである。親しめるテラスと景観を大切にするためとりわけ、舗装面は白と黒の市松模様の強いコントラストを配し、回りに安心感を与えるために植樹を行った。
15	大阪府まちづくり推進事業	府域	府 (土木部、 建築部)	まちづくりに関する各種のPRや府民の積極的な参加のもとに、まちづくり月間(毎年6月)を中心として、まちづくり功労者知事表彰、講演会及びシンポジウム、各種コンクール、調査、研究等各種の行事、事業を実施。
16	ポケットパーク整備事業	府域	府 (建築部)	既成市街地に点在する公共建築物等のオープンスペースを有効に活用することによって、府民生活の身近な場所に「憩いとやすらぎ」の空間を創り出す。新築・建替えの府有施設については、建設計画段階で当計画の主旨を反映し、既存の府有施設については、改修工事の実施等にあわせて具体化を図る。昭和60年度には、青少年会館敷地を若者広場(ヤング・スクエア)として整備。
17	建築協定の活用	府域	府 (建築部)	土地所有者等の合意により、街づくりに関する基準を定めて、良好な住環境の保護や良好な市街地の環境整備を図る。協定内容として、建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備について定めることができるが、府では敷地の細分化防止や、高さ制限

	事例名	市町村域	実施主体	概要
				のほか、地区の緑化や建築美観の向上に資するよう指導。 昭和60年度の認可件数は9件。
18	地区計画制度の活用	府域	府 (建築部)	市街化区域内の地区レベルにおいて、道路等の公共施設及び建築物の整備並びに土地利用に関する都市計画を住民参加のもとにきめ細く地区計画として定めることにより、秩序ある計画的な市街地の形成を図る。計画は、住民その他関係者の意見が反映されるよう公告・縦覧や府都市計画審議会の議を得るなどの手続を経て決定される。昭和60年度には、豊能町で実施。
19	大阪都市景観建築賞	府域	府 (建築部) 大阪市 大阪府 建築士会	周辺環境の向上に資し、かつ、景観上優れた建築物等を表彰することにより、個性と風格のある都市景観の形成に寄与することを目的に設置。対象は、府域内で最近5カ年以内で完成した建築物やまちなみで、一般府民の推薦を受け、建築都市計画の専門家17名で構成する審査会で決定。昭和60年度は、ポスターの募集を行い、86点の応募から決定。また、512名の推薦者、215件の推薦件数があった。
20	大阪府立少年自然の家	貝塚市	府 (教育委員会)	青少年が集団生活や野外活動を経験し、自然に親しみながら、規律、協同、友愛、奉仕などの尊さを学び健康で豊かな人間性を育む施設として、昭和60年6月に開所。 宿泊棟、キャンプ場、野外炊飯場、つどいの広場、展望台等を整備。